

インフルエンザ用

平成 24 年より出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は「発症した後 5 日を経過し、かつ過熱した後 3 日を経過するまで」と変更されました。

これにより、「発症した後 5 日を経過」かつ「解熱した後 3 日を経過（乳幼児の場合）の両方を満たす期間、登園することができません。

病院受診時に、医師に発症日の相談、確認をして下さい。

例	発症日		発症後 5 日間 (出席停止期間)					発症後 5 日を経過	
	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発症後 1 日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱	解熱	解熱	解熱	解熱	登校 OK	
発症後 2 日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱	解熱	解熱	解熱	登校 OK	
発症後 3 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱	解熱	解熱	登校 OK	
発症後 4 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱	解熱	登校 OK	
発症後 5 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱	登校 OK	

※登園の際には、下記の「インフルエンザ登園許可願い」の提出をお願いします。
(登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

インフルエンザ登園許可願い (保護者記入)

大宮保育園 園長殿

クラス名 _____

園児名 _____

年 月 日 医療機関名 _____ において
病名インフルエンザ () と診断されました。

年 月 日現在、下記のとおり「発症後 5 日を経過しかつ解熱後 3 日間」
を経過しましたので、登園の許可をお願いいたします。

保護者氏名 _____ 印

体温測定月日	測定時間	朝の体温	測定時間	夕の体温
月 日	午前 時 分		午前 時 分	
月 日	午前 時 分		午前 時 分	
月 日	午前 時 分		午前 時 分	
月 日	午前 時 分		午前 時 分	
月 日	午前 時 分		午前 時 分	
月 日	午前 時 分		午前 時 分	
月 日	午前 時 分		午前 時 分	

※発熱期間が長く、記録様式が足りない場合は、裏面或いは別の記録用紙を添付するなどして下さい。
※解熱後 3 日間とは、解熱薬を使用しないで発熱しなくなり 3 日を経過したことをいいます。